

## 広域機関の指示に伴う託送契約手続きについて

### 1. はじめに

改正電気事業法（第1弾）の施行に伴い、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」）が発足します。

広域機関は、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化する恐れがある場合、需給悪化に係る会員に対しては電気の供給を受けることを指示（以下「受電指示」）、他の会員に対しては需給悪化に係る会員に電気を供給することを指示（以下「供給指示」）することができるものとされています（以下総称して「広域機関の指示」）。

広域機関の指示による電気の受給を行うにあたっては、業務規程第59条の2に定めるとおり、原則として、広域機関の指示から実際の受給までの間に、託送供給契約を締結していただく必要があります。

本書ではその手続きについてご説明いたします。

### 2. 託送供給契約の手続き

広域機関の指示から実際の受給までの間に時間的余裕がある場合は、通常の託送供給契約と同様の手続きを行います。しかし、通常の託送供給契約と同様の手続きを行う時間が確保できない場合は、以下の手続きにより契約締結し、託送供給を実施します。

- (1) 会員の皆様は、別紙にお示しする「基本契約書ひな型」および「託送契約締結の流れ」の内容について、あらかじめご確認ください。
- (2) 受電指示を受けた会員は、指示内容を確認のうえ、託送供給の実施に必要な発電計画等を、当該受電指示に基づくものであることを明らかにして、関連一般電気事業者に提出してください。
- (3) 当該関連一般電気事業者は、当該発電計画等の提出をもって基本契約および実施契約の申込みとみなし、これを承諾のうえ、託送供給を実施します。
- (4) 後日、書面による基本契約書を作成いたします。

### 3. お問い合わせ先

- (1) 広域機関の指示に伴う託送契約全般に関するお問い合わせ

ネットワークサービスセンター

電 話 022-268-6896

FAX 022-268-6897

営業時間 9時00分～12時00分 13時00分～17時00分

（土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く）

- (2) 実際に広域機関の指示を受けた場合のお問い合わせ先

中央給電指令所（連絡先は給電協定書等をご確認ください）